

継続的な安全性向上に関する検討チーム

第8回会合議事録

継続的な安全性向上に関する検討チーム第8回会合
議事録

1. 日 時：令和3年3月5日（月）10:00～12:01

2. 場 所：原子力規制委員会 13階A会議室

3. 出席者

【原子力規制委員会】

更田 豊志 原子力規制委員会委員長
伴 信彦 原子力規制委員会委員

【外部専門家】（五十音順、敬称略）

板垣 勝彦 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授
大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部 教授
勝田 忠広 明治大学法学部 教授
亀井 善太郎 PHP総研 主席研究員
立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授
関村 直人 国立大学法人東京大学 副学長
大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授
山本 章夫 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授

【原子力規制庁職員】

荻野 徹 長官
金子 修一 長官官房審議官
市村 知也 原子力規制部長
黒川 陽一郎 長官官房政策立案参事官
柴田 延明 長官官房法務部門参事官補佐
平野 雅司 長官官房技術基盤グループ技術基盤課技術参与（安全研究）
堤 達平 長官官房放射線防護グループ監視情報課課長補佐
西崎 崇徳 原子力規制部原子力規制企画課企画官

谷川 泰淳 原子力規制部原子力規制企画課原子力規制専門職
正岡 秀章 原子力規制部審査グループ実用炉審査部門管理官補佐（総括担当）

4. 議 題

○継続的安全性向上を進める上での規制機関の在り方

5. 配付資料

資料1 継続的安全性向上を進める上で、規制機関の組織はどうあるべきか
～議論の素材としての「振り返り」～

資料2 アクシデントマネジメント・確率論的リスク評価に係る日米の主要な
時系列 【更田委員長、市村 原子力規制部長】

資料3 原子力規制委員会の設置をめぐる議論（特に、行政委員会（いわゆる
三条委員会）制度の選択）を振り返る 【荻野 長官】

資料4 プラント側審査における事業者との議論例 ～審査現場における規制
側と事業者のコミュニケーション～ 【正岡 管理官補佐】

資料5 経営層（CEO）との対話の場での問いかけや提案の例【堤 課長補佐】

資料6 「欠落」や「新たな知見」に向き合う事業者を育てるための規制当局
のあり方に関する試論 【亀井委員】

（参考1）第7回会合「原子力規制の在り方について」から得られた学び

【谷川 原子力規制専門職】

（参考2）第7回会合での主な発言の整理

6. 議事録

○市村原子力規制部長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、継続的な安全性向上に関する検討チーム第8回
会合を開始いたします。

本日もWEB会議の形で開催をいたしますので、皆さん、どうぞよろしくお願ひ申し上げ
ます。

本日の会合の進め方ですけれども、前回に引き続きまして、事務局側から問題提起とい
うか、素材の提示をさせていただいて、外部有識者の方にメインスピーカーとなってお話

を頂くという形で進めたいと思っております。本日、メインスピーカーは亀井先生にお願いをいたしております。前回、大屋先生にお願いした役割を、今日は亀井先生にお願い申し上げます。

ちなみに、次回も今回と同様の形式の会合を予定しております。次回は板垣先生にお願いをさせていただいておりますので、どうぞ重ねてお願いを申し上げます。

さて、今回の議題は、継続的安全性向上を進める上での規制機関の在り方ということにさせていただきます。亀井先生からのお話を聞く前に、まず、事務局からの問題提起、今回は主に事実関係をベースにした資料でございますけれども、これらについて事務局から簡単に説明をさせていただきます。

では、黒川さん。

○黒川政策立案参事官 説明いたします。

資料1、資料は送っておりますので、資料1だけ簡単に御説明するような形でしたいと思います。

今回の議題、継続的安全性向上を進める上で、規制機関の組織はどうあるべきかということでございますけれども、これについては、我々として、ここに課題があるんじゃないかとか、こうすべきといったことを提起するよりも、やはり事実関係、その規制機関の在り方ですとか、事業者と規制機関の関係をよく表すような事実関係を振り返って、さらにそれを、一番よく関わった個人の見解とともにお示しする、その上で自由に論じていただくほうが、より深い議論ができるのではないかと思います、そのような資料構成としております。

その上で、つけておる具体的な事実関係の資料でございますけれども、四つつけてございます。資料2、これが委員長と市村部長の、そのアクシデントマネジメント、確率論的リスク評価に関する日米の主要な時系列ということで、原子力規制分野では、日本はアメリカを数年遅れで追いかけるような形態が多いんですけれども、これらアクシデントマネジメントやリスク評価に関しては、追いかけてきたんですけども、いろんなトラブル、事象も1990年代辺りに起きまして、なかなか追従できず、結果として、東日本大震災を迎えてしまったというような事実関係を基にしまして、そういう規制当局の判断に与える背景要素、優先順位づけに与える影響について素材を提供するというものでございます。

次、資料3、これは長官の原子力規制委員会の設置をめぐる議論、特に、その三条委員

会制度の選択ということでございます。規制委員会、これは経緯から申しますと、当初から今の三条委員会の形で設計されたものではありませんで、政府部内、あるいは、国会審議を通じて、大きく形態が揺れ動く形で今の形に落ち着いているということになってございます。その経緯による影響もございましたでしょうし、そういうことも踏まえまして、その設置に至る議論を、行政組織の文脈を踏まえて振り返ることにより、現在の組織形態に込められたその期待ですとか、影響といった議論の素材を提供するというものでございます。

次の資料4、これは正岡さん、具体的にプラントの審査を担当されておる正岡さんの資料ですけれども、実際の審査現場で規制庁、規制委員会側がこういうふうな言い方をして、向こうがこういうふうなリアクションをするというような事例を六つほど取りまとめております。そのことを通じまして、規制現場における規制機関の態度が事業者にとってどのような影響を与えるかということについて素材を提供するというものでございます。

最後、資料5、これは堤さんからの経営層との対話の場での問いかけや提案の例、これは、その規制委員会と事業者の経営層、これが各事業者当たり年1回ぐらいのペースで意見交換の場を設けておるんですけれども、その中で、こちら側から、いろんな問いかけや提案をしたような事例を示しまして、そういう取組の可能性と限界について素材を提供するといったものでございます。

こちらからの問題提起の資料は以上となっております。

○市村原子力規制部長 黒川さん、ありがとうございます。

亀井先生には、今御説明をしたような資料について、あらかじめお伝えをしてございませぬけれども、ただ、今日の先生のお話については、これらに限定せず、規制機関の在り方という観点から、広く御意見を頂くというようなことをお願いしているものでございます。

それでは、亀井先生、早速お話をお願いいたします。

○亀井主席研究員 亀井です。よろしくお願ひいたします。聞こえていますでしょうか。

○市村原子力規制部長 聞こえております。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。

では、資料を共有しながら進めてまいりたいと思います。

お手元の資料でもあるんですが、ちょっとすみません。私のほうで、どうも箇条書きの点をつける場所を間違えてしまって、ジョイコブスのところがちょっと点が分かりにくくなっているんですが、基本的な内容は変わりませぬので、お手元資料でも結構で

すし、画面上の資料でも結構ですので、そちらを御覧いただければと思います。

先ほど来、いろいろと資料1を通じて、それぞれ委員長や長官や、あるいはそれぞれの方々の資料についても、ここで言及するべきかどうか分かりませんが、後で、むしろそれぞれの委員、今回のメンバーの皆さんの議論のところで、そこについては言及させていただきたいと思いますが、これからお話をさせていただく中でも、随時、少し絡めてお話をさせていただければなというふうに思います。

これまで、いろいろと議論を重ねてきたわけですが、さて何をお話しさせていただかなというふうに思ったときに、そもそも、この検討チームの議論というのは、何を目的としていたかというところなんですけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故、もうすぐ10年経とうとしているわけなんですけれども、この教訓を踏まえ、さらには、その10年経って、その危機感というか、社会的なその空気が変わっていくことも、あるいは、その経験そのものが薄れていくことも、そのリスクとして考え、リスクというか、これはまずいことだなという形で考えながら、そういう中で、安全を検討するための前提認識における「欠落」とか、あるいは「新たな知見」と呼ばれるものについて、いかにしてこれを取り込むことができるか、これを促す規制機関の在り方を検討するところにあるというところにあるんだろうなというふうに思っています。ここは多分ずれてないと思うんです。いわゆるunknown unknownsというふうなお話をしてきたところであり、あるいは、「強制」と「自主」の間のアプローチという話がありました。

そういう中で、バックフィットの在り方がどうなのかみたいなのところがあったんだと思うんですけれども、これも後ほど、またお話をしますけれども、基本的にバックフィットはunknown unknownsではないわけでありまして、分かったものを、そのきちんと規制に織り込むということですから、そういう意味では、そこは多分、そこにはまきに入っていない。それがどういう影響を与えてきたのかというところについても、後でお話をさせていただきたいと思います。

これまで、いろいろと、縷々申し上げてきたんですけれども、そういう中で改めて考えるのは、規制機関の在り方はもちろんなんですけれども、その対象となる電力会社のインセンティブ構造とか組織風土をよく踏まえた対応をしなきゃいけないよねというのは、これまで繰り返してきたとおりにじゃないかなというふうに思います。既に電力会社には、この場に来ていただいて、いろいろとお話をさせていただいたり、そういった中で、あるいは、もう少し生態的にいろいろと見てみようという中で、日本は、あまり一言で言うというよ

うな乱暴なことをしたくはないんですけども、地域独占で競争がないというのは、結構これは企業風土に大きな影響を与えているんだなというふうに率直に感じております。

加えて、立地自治体との関係性を踏まえると、規制当局の指示をきちんと守っていれば、それでよい。つまり、私は先生の言うことを聞いているいい子ですよという形ですと、何か、それでいいんだというふうに思いがちな企業風土になりがちなんじゃないかというふうに思います。

前回、大屋先生に続いて、何か、その先生と学生の関係という例が多いのかもしれませんが、今日のメンバーの皆さんも、教員の方が多くていらっしゃいますので、そういう多分たどえも分かりやすいんじゃないかなというふうに思います。

そういう中でなんですけれども、さて、どういうふうな切り口で議論させていただくとよろしいのかなというところで、ここで持ち出させていただくのは、ジェイン・ジョイコブスの『市場の倫理 統治の倫理』という、これはある種、これは経営学の世界なのか、あるいは組織管理の世界なのか分かりませんが、そういう中で一つの古典と言われている本でありますけれども、ここに、その「市場の倫理」と「統治の倫理」というふうにあります。

「市場の倫理」というのは何かというと、要は他者との協力関係の構築を目的としながら、切磋琢磨をその旨としてやっていこうと、そのためには誠実が必要だよねということで、ここに書いてあるとおり、「暴力を締め出せ」から始まって、あるいは最後、「楽観せよ」まで、いろんな原則があるんですけども、こういったものをしっかり倫理観として取り込んでいきましょうという倫理観が世の中にはあるよねという話であります。これが一つ。

もう一つ、全く別の倫理としては「統治の倫理」、集団における秩序の維持を目的としているという考え方だと思うんですけども、その統治の倫理というのもあって、これはこれで、また別の倫理体系としてあるよねと、「取引を避けよ」、「勇敢であれ」、「規律遵守」云々かんぬん、「名誉を尊べ」というやつであります。これは何となく、それぞれ両方とも思い出していただくといいんですが、例えば、後者は体育会系みたいなのところも思い出していただくこともあるのかもしれませんが、それぞれ「市場の倫理」と「統治の倫理」というのはあるんだろうなというふうに思います。

ジョイコブスは何を言っているかということ、そういう中で二つの道德体系をきちんと区別をして、自覚的に選択することが必須であって、これを混ぜちゃいけないんだ、「混ぜ

るなキケン！！」って、これで、ちょっとこれを見ながら思い出したのは、お風呂掃除のときの洗剤二つ、2種類なんですけれども、まさに「混ぜるなキケン！！」でありまして、変なガスが出てしまう。具体的に、この本の中では、いわゆる不正や腐敗が起きるだとか、そういったようなこともいろいろというふうに言われています。その腐敗にもつながるといふに言われています。ここら辺のその市場の倫理と統治の倫理というところが、この問題においてどういうふうに、その影響を与えているのかというところを少し考えていきたいなというふうに思います。

最近読んだところで言うとファーガソン、ニール・ファーガソンという歴史学者が、『スクエア・アンド・タワー』という、広場と塔という本を出されていて、これは日本語では2019年の年末に出ましたけれども、その前の年に出した、英語で出たように思います。英語でも面白かったですし、日本語になってもやっぱり面白いなと思ったんですけれども、これのそのヒエラルキー、縦の関係とそのネットワーク、その横の関係、ネットワークの関係というところにも類似しているんじゃないかなというふうに思います。

さて、そういう中で考えていくと、これ2ページ目に移るんですけれども、新たな知見や欠けを取り入れ、自らのロジックや考え方を改めるということは、自分自身の専門性を高める（高め続ける）という営みであって、これは、「市場の倫理」に通じるものんじゃないかなというふうに思います。私たち研究者もまさにそうで、自分自身の研究領域だけではなくて、いろんな知見を入れたいから、この研究、ある種研究会的なものだと思うんですが、この検討チームもそうだと思うんですけれども、自分が考えていることがもしかしたら正しくないかもしれない、あるいは、それだけだと十分に、その自分の対象であるものが見切れないかもしれない。そういう時に謙虚になって、いろんなものを取り込んでいくことによって、自分自身の考えを深めていくだとか、そういったことは我々は当たり前に行っているわけなんですけれども、その自社とか身内だけではなくて、その他者の協力を得るといふことがとても大事になってきています。

例えば、だから私だったらPHPだからとか、立教だからとか、それだけの中に収まるのではなくて、それ以外の人ともつながっていくみたいなことが大事だと思いますし、もともと自分が関わった人だからとか友人だからだけではなくて、そうでない人とコミュニケーションを積極的に取っていくということはとても重要だというのは、これは、もう皆さん、もう自身の経験としてよく御存知のとおりなんだろうなというふうに思います。多分、そのアカデミアにおける真理の探究というのは、こういうところにあるんだろうなという

ふうに思っています。

その「欠け」とか「新たな知見」の探求というのは、自らの専門性を高めることによって、初めて実現することができるはずで、これに基づく、その自覚に基づいた倫理の選択ということが求められるということなんだと思います。つまり、ここで言っている、これはずっと考えてきて、結局、我々が求めている、そのunknown unknownsを要求するという、もっと取り入れなさいよと要求していることと、普段、その規制当局で、これはもうきちんと対応してくださいよと言っていることは、もしかしたら、これは混ぜたら危険なんじゃないかなというところが、ここまでのいろいろと考えてきて、見えてきたところじゃないかなというふうに思います。

そもそもなんですけれども、その秩序、東京電力福島第一原発事故というのは、なぜ起きたのかというところで考えると、その秩序を重んじる倫理観であれば、自分や組織にとって望ましいことだけが起きよう願うわけですね。旧陸軍とか旧海軍で、先の大戦における日本軍と同じ話なんですけれども、逆に言えば、望ましくないことは想定しない。希望的観測だけの姿勢に陥ってしまう。例えば、現状で言えば、ワクチンがきっと効くんじゃないかみたいな話であるとか、あるいは、その緊急事態宣言を続けていけば、きっと何か、その再生産数は落ちるのではないかみたいなところでもあります。むしろ、多分それだけの希望的観測だけで考えてしまうと、落ちなかったときにどうするんだとか、ワクチンが効かなかったときにどうするんだということの対応まで考えるかという、いやいや、それはそんなことは考える必要はないよと、今頑張っているんだからというような形になってしまうというところがあるんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、その市場の倫理をうまく使った例として、最近の政策の例で一つ申し上げますと、その急性期病院経営改革におけるDPCの活用であります。もともと、すみません、これはちょっと混ぜた話をされていて、DPCの活用というのは、これはもともと、その医療政策の中で起きてきた話で、診療報酬体系の中で出てきました。これは、御存知だと思いますけれども、包括評価によって、出来高制ではなくて、きちんとその病院が、一つの疾病に対しては、いろんな余計なことをたくさんやれば、やればやるほどお金をもらえる出来高制という形ではなくて、一つの疾病であれば、その疾病に応じた形でお金を払いますと。

もっと言えば、それをより効率的に、かつ、より複雑な疾病を受け入れることができる病院こそ診療報酬がたくさんもらえますという形のDPCというものを、急性期の病院

に入れるようになったわけですが、これ私自身が、その急性期の病院の経営改革、これは公立病院なんです、この経営改革においてDPCをしっかりと見ましょうと。これは診療報酬が上がるからというのもないわけじゃないけれども、それよりも自分たちの相対的な立ち位置を知り、そういう中で、自分たちがより改善できるところはどこなのかというところを見出しながら、そういう中で具体的な改善を、医師だけではなくて、看護師や、薬剤師や、あるいは、そのコメディカルと言われている、そういった医療者ではない方々等も含めて、一緒になって、チームになってやりましょうと。いや、でも、僕たち病院は、そんなに競争環境はないですから。いや、ないかもしれないけれども、日本中でいろいろとベンチマークすると、自分たちがどのぐらいの位置にいるか分かるよと。日本では、今、大体何番ぐらいだよと。これを、例えば100番上げようとか、200番上げようとか、そういったようなことをやってみようというような形でやってみたところ、これは専門家だからということもあるんだと思うんですけども、今までは自分の病院と近くにある病院の比較しかしていなかったんですね。ところが、そうではなくて、日本全国のベンチマークをすることによって、実際に大きく改善することができて、実際に、いわゆる医療の質も高くなった。結果的に診療報酬もそれなりに確保できたという話であります。

診療報酬、出来高払いからのシフトというインセンティブは確かにあるんですけども、でも、これは医療経営者、院長とか副院長レベルですと、これは結構あるんですけども、どうも現場のお医者さんとかとお話をさせていただくと、あるいは看護師さんと話をすると、むしろそれよりも、自分たちが行っている医療が、より質が高いものなのかどうかということ、しっかり、そのベンチマークして見ることができて、その改善に、相対的な位置づけの改善につながっているということが確認できたということがとても大きくて、むしろ、その専門家としての倫理観、ひいては競争意識をよい意味で刺激できるというところが大きかったんじゃないかなというふうに思います。

しばしばこれは、お金がもらえるから頑張るんじゃないかというふうに言われていますけれども、こういったような、ある種のその、それぞれの相対的なところでの見える化、先ほど、もともと、その電力会社が地域独占という大きな特徴があるというところを申し上げたんですけども、そこを、そうではなくて、その相対的な位置づけをしっかりと見せてあげるといったことがとても大事なんじゃないかなというふうに思います。ここは、その定量化がなかなか、原子力規制の場合はできにくい部分であるんですけども、一方で、相対比較をきちんと見せてあげる、それをきちんと伝えてあげる、かつ、それをリバイズ

していくということは、結構大事なことなんじゃないかなというふうに感じているところ
であります。

ここまでお話をさせていただいたところで、ここから原子力規制、ひいては、このチー
ムの検討への示唆というところについて、お話をさせていただきたいんですけども、ま
ず、一つ目としては、安全を担保するための原子力規制というのは、バックフィットも含
めて、統治の倫理は徹底して取り組まないといけないと思います。駄目なものは駄目だし、
やらなきゃだめだという話であります。いいからやれという話でありますね。そこに対し
ては、今日も御報告がありましたけれども、こういった指摘に対して、こういう対応をし
てきたというのは過去例、いろいろとありますけれども、そこは、そのそれぞれの対応に
ついては、ある種、統治の倫理的にやるしかないんだと思います。逆に、間違いが起きて
はならない。電力の安定供給は継続されないといけないし、エネルギー、電力の安定供給
は、このイシューじゃないかもしれませんが、原子力の安全は、担保されないと
いけない。分かった知見については、それは、もうとにかくやってくださいというのが統治
の倫理の徹底、徹底して取り組んだ、バックフィットも含めた対応だと思います。これが
1点目。

それから、2点目ですけれども、電力会社は地域独占で、市場の倫理が極めて薄いこと
に加えて、規制当局とのやり取りを重ねることによって、統治の倫理に過度に傾いた企業
風土が醸成されがちであるということは、ここはよく承知をしておいたほうがいいんじ
ゃないかなというふうに思います。つまり、厳しい先生に対する「いい子」になる、いい学
生になる。先生の言うことをよく聞いていますというような形になる。聞いているから
いいでしょうというふうに。これ、原発立地地域に対しても説明をしやすくなるというこ
となんじゃないかなと。結果として、バックフィットも含めた規制対応にしても、規制当局
に抗弁する、そんな先生に対して抗弁することはなくて、ただ、その指示を守って、分か
りました、やりますというような形にという反応になりがちなんじゃないかなというふう
に思います。ここら辺は、私自身は経験がないところで、規制委員会の、それぞれ規制に
関わっていらっしゃる方々は、多分そういうような形で、確かにそうだなと思われるとこ
ろと、いや、そんなことはないよというところがあれば、ぜひ御示唆いただきたいなとい
うふうに思います。

その結果として、統治の倫理を踏まえた組織の一員としての役割に徹する社員、つまり、
秩序を維持するということをすごく意識する組織の中の一員としての社員が増えて、その

専門性を磨いて切磋琢磨や倫理観はなかなか、これ育ちにくいという形であります。言われたことをやればよいという形になる。決して、ごめんなさい、私もむやみやたらに電力会社を批判したいわけではないんですけども、論理的な帰結としては今のよう形になるのかなと。

もともとのその地域独占である企業風土を、さらに強化してしまう可能性が高い。これはいい、悪いではなくて、彼らは統治の倫理に基づいて、組織風土が醸成されがちなんだという特徴があるんだということ、やっぱり踏まえておく必要があるんだと思います。それはもともとの地域独占という、これはある種、規制当局からするとgivenの条件だと思えますし、さらに言えば、立地自治体との関係も同じようにgivenであるということ、これはよく踏まえておく必要があるんだろうなと。そういう中で、この委員会で、ごめんなさい、このチームで検討していることというのは、その統治の倫理を超えた話を、今まさに、実は要求しているということ、我々は自覚をしないといけないんじゃないかなというふうに思います。

このチームの問題意識というのは、そうした矛盾した問い、ある種、矛盾していると思えます。そういう問いに臨もうとしたもので、そもそも、バックフィットを含めた規制の在り方とは別の仕立てというのが求められるんじゃないかというのが、私自身の今の仮説です。こちら辺は先生方の、ぜひ、委員会あるいは規制庁の皆さんの御意見を伺いたいところなんですけれども、異なるテーマ、異なる方法、アプローチが必要で、とにかく「混ぜるなキケン！！」です。塩素系の洗剤と、それからもう一つ、何とか系の、いわゆるカビのやつとそうじゃないやつというのは、混ぜちゃいけないということでもあります。何よりも大切なことは、従来の規制対応として電力会社に望むとか、そういうその延長線ではなくて、それとは異なる目的、グレーゾーンではなくて、曖昧な対応が一番駄目なんだというのが、先ほど来の考え方からすると、出てきているのではないかなというふうに思います。

さて、ここまでは、何となく今まで話してもきたかなという感じもしますので、もうちょっと考えてみたところを最後に話をさせていただいて、私からの問題提起は終わりにしたいと思うんですけども、じゃあ、何したらいいんだという話なんですけれども、そうやって考えていくと、一つは、今日も御報告がありましたけれども、電力会社との対話の中で、その幾つかの質問がありましたというような形で具体的な例が出されたんですが、あれは、その全体の規制対話の中での一部なんで、これは向こうは統治の倫理に対応して

いる中で、突然、市場の倫理的な質問を投げかけた形に多分なっているんだと思うんですね。そうではなくて、恐らく、場の仕立ても含めて、多分変えないといけない。人材育成、風土改革のみをテーマにした電力会社経営陣との対話というのは、設定してもいいんじゃないかなというふうに思います。今日はこのテーマでやりますというような形で、規制そのものとは、その規制の話とは別にして、前回のあの時の規制の対応だけどもというような話はせずに、今日はそうではありませんという形で場をしつらえるということがとっても大事なんだろうなというふうに、明示的な切り分けが必須ではないかなというのが1点です。

もう一つは、でもそれだけだと面白くないなと思って、もう一つ考えてみたのは、電力会社には今、いわゆる経営改革の流れの中で、この10年の中で、その社外取締役とかアドバイザーといった方々が、様々な形で登用されています。この社外の声に対してどう対応しているか。恐らく、統治の倫理で対応していると思うんですね。これに揺らぎを与えられる、その可能性のある人って、どんな人なんだろうなと考えたときに思ったのは、電力会社の社外取締役であって、ただ彼らは、その秩序を維持しようなんて思っていないはずなんです。いないはずなので、統治の倫理が薄い。けれども、統治の担い手に対する直接アプローチを行うということは可能なのではないかなというふうに思います。これまでは、まさに統治の倫理で社内で育ってきて、それで上がって、たすきがけ人事で昇進してきた人たちに対して、いろんな市場の倫理的なアプローチも、その時、その時でしてきたのかもしれませんが、これは明確に分けてある。さらに言うと、その人たちが、様々なステークホルダーの代弁者として、特に組織上は取締役になっている方、社外取締役になっている方というのは株主の代弁者かもしれませんが、株主が、電力会社の場合には幅広く社会全体にあるんだということを考えると、その様々なステークホルダーの代理人である社外取締役、アドバイザーに対して対話を行う、ここに働きかけるということもあるんじゃないかなというふうに思います。

ここで思い出したのは、つい先日、これは大屋先生にも御協力いただいた、『日本の新時代ビジョン』という、私は本を作らせていただいたんですけども、そこで戸部良一先生とお話をさせていただいたことを思い出しました。戸部良一先生、これは以前にも、私、この会で、もしかしたら発言させていただいたかもしれませんが、戸部良一先生に教えていただいたことなんですけれども、これ、英国の海軍が、その旧来的な、だんだんこれは、組織は何でもそうなんですけれども、組織の中で栄達する人間というのは、最

初は戦略眼が高いとか、あるいは、もう少し大胆に物を見ることができるといような人が大体最初にリーダーになるんですけども、組織がだんだん永続化していくと何が起きるかという、オペレーションが上手な人が偉くなるんだそうであります。

これは日本だけじゃなくて海外でも同じで、組織でもそうである。これは英国の海軍もそうあります。そういう時に、いや、そういうふうに行っているんだけど、そもそも常識としておかしいんじゃないかというふうに指摘したのがチャーチルの役割だったそうでありまして、そのホリスティックな観点から「これはおかしい」というふうに言われるのが部外者であるチャーチルの役割。チャーチルは当時首相でありますけれども、まさに、そのチャーチル、海軍に対するチャーチルというのをどういうふうに置くのかというのが、今のような、そのチャーチルはまさに、彼は統治の倫理の人だったかもしれないけれども、海軍に対しては統治の倫理の人だったわけじゃないわけですね。部外者として、まさに、そのアプローチをしたところでありまして、そういったところというのが大変大きかったんじゃないかなというふうに思います。

以上、すみません、私自身が仮説の部分というのは多々あって、委員の先生方、あるいは規制委員会、規制庁の皆さんからいろいろと御意見を伺いながら、そのための一つの議論のきっかけとしてお話をさせていただいた次第でございます。

ありがとうございました。

○市村原子力規制部長 亀井先生、ありがとうございました。

それでは、いつものとおり、ここから自由討論ということで、今の亀井先生のお話に対する御意見、御質問、御感想でも結構ですし、それから、最初に事務局から御説明申し上げた、事務局から提示をしている資料に対する御意見、御質問、御感想、何でも結構でございますので、御意見を頂戴できればと存じます。

では、手が挙がっている、まず山本先生からお願いします。

○山本教授 名大の山本です。

御説明どうもありがとうございました。

今日は、ちょっと議論の進め方をどういうふうにするか、まだ完全に把握できていませんけれども、まずは、頂いた資料の2から5につきまして、簡単に感想とコメントを述べさせていただきます。その後、亀井先生、今、御説明頂いた資料6について気づき点を申し上げるとい、そういう形で発言させていただきます。

まず、一番最初は、これまでの議論を振り返ってみると、我々が議論していたのは、欠

けをどうやって見つけるかという、いわゆる揺らぎの問題ですね。それと欠けが、その原子力安全にどういう影響を与えるか。その欠けにどうやって迅速・的確に対応しているかという、そういうことを話してきたかと思います。その過程で、静的な規制と完全に自主の間、これは中間領域で、動的監督という、そういう概念が出てきて、じゃあ、それは一体全体どういうものなのかという話で進んできたかと、大枠では理解しています。

その上でなんですけれども、まず、資料2については、これは非常に歴史的によくまとめていただいている、私も頭の整理になりました。改めてなんですけれども、ポイントとしては、外国では外部ハザードを含むリスク評価ですね、IPEEEが実施できたんだけれども、日本では事業者、規制が実施できなかった理由があつて、それが改善とか解消しているかどうかというところがポイントかなと思いました。

規制側の問題については、解消していると私は理解していますけれども、事業者側の理由については、まだはっきりとはクリアになってないかなというふうに思います。これ、以前、更田さんも御発言されていたと思いますけれども、SA対策が自主的に行われていて、結果的にそれが不十分だったということで、その理由がちゃんと解消されているかということについても、必ずしもこれはクリアになってないかなというふうに思います。

資料3については、これは私は大変勉強になりました。一つ感想としましては、米国と日本では、そもそも行政組織の在り方が大分違うので、やっぱり、そのNRCと日本の規制委員会のその横並びの比較というのはなかなか難しいんだろうなというふうに思ひまして、その背後情報まで含めて、いろいろ議論しないといけないので、かなり難しいなというふうには思いました。

資料4につきましては、これは非常に私、これも参考になります。先ほど動的監督の言葉が出てきたんですけど、これが実際に行われる場合に、どういうふうに議論が進むんだろうかというところで、非常に参考になるかなと思います。大まかに言うと、適合性審査はいろいろ時間の制約があるので、説明できるなら手段を選ばないという、事業者側もそういうふうになりがちな側面があつて、実効性とか効率性がやっぱり後回しにされている印象が非常に強いんですね。今後の継続的安全性向上では、やっぱりこういうことがあると、なかなか継続的にならないので、では、それを避けるためにはどうすればいいのかというところがポイントになるかなと思います。

例えば、その第三者が入って検討するなんか、そういう方法なのか、ほかの方法なのかもしませんが、そういうことを議論する必要がありますし、これは前回議論になりま

しminimum requirementsがどこまでなのか、それが、じゃあ事後検証なされているのかみたいなのところもやはり同じで、その第三者が少し、確認できるようなことも考え得るのか、ほかの方法かもしれないんですけども、と思います。

あと、もう一つがコミュニケーションの話で、これは前回に議論になりましたけど、やっぱり規制側と事業者側が非常に力量に、力量というか、力関係に大きな差異がある中で、対等なコミュニケーションというものの意味を、両者がきちんと理解しているのか、把握できているのかというところがポイントかなと思います。

資料5につきましては、これは揺らぎの例をピックアップして御説明いただいたものだと思います。これまではCEOを対象にしてこういう議論がなされてきたんですけども、これは亀井先生が揺らぎという言葉をよく発せられていると思うんですけども、必ずしもそれはCEOだけではなくて、もう少し担当に近い方を対象として、こういう議論をするというのにも意味があるかなというふうに思います。

最後、今日のメインイベントの資料6で、亀井先生、非常に面白い資料をどうもありがとうございました。大変興味深く拝聴いたしました。それで、まずは、その欠けを探求するマインドと、原子力発電所みたいな複雑なシステムをがっちり運用していくマインドというのは、やっぱり相反するところがあるんだなというところは非常によく分かりまして、それを市場の論理、統治の論理という言葉で表現されているのかなというふうに理解しました。

それで、これは気づきというか感想なんですけれども、その市場の論理というのが割に欧米法というか、コモンローに近い感覚があって、統治の論理というのが大陸法に近い印象があるんですね。要するに、なじみがいいのかなというふうに思ひまして、そういうふうに見ると、やっぱり日本の行政って、大陸法の影響下にあるので、我々が議論していることは、大枠で言うと、その大陸法の影響下にある中で、じゃあコモンロー的な考え方をどうやって取り込めるんだろうかと、そういうところでもがいているのかなというふうにも見られるのかなというふうに、これは感想として思いました。

つまり、大陸法の影響下にあるコモンロー的な考え方を取り入れているという、ほかにも例があると思うんですけども、じゃあ、それは参考になるでしょうし、亀井先生にお聞きしたいのが、このコモンローと大陸法の考え方って、混ぜると危険なんですかみたいなところはちょっと伺いたいと思うんですけども、その辺がポイントかなと思います。

私からは以上になります。

○市村原子力規制部長 山本先生、ありがとうございます。

資料に対する御意見から御感想から、たくさんいただきましてありがとうございます。

亀井先生、今、何か返答がございますか。

○亀井主席研究員 いや、今のところは、アナロジーとして英米法と大陸法でいいのかどうかというのは、正直、僕、よく分かりません。まあこれ、あくまで倫理観なので、何か一見似ているようにも見えるんですが、これも「混ぜるなキケン！！」かもしれません。むしろ、英米法と大陸法を混ぜる云々については、私よりも、多分大屋先生のほうが、もともとの学問的な背景も含めてお詳しいと思うんで、もしコメントがあればいただきたいなというふうに思います。

この倫理観のところは非常に難しいところで、何か、ある種、私も直感的に、実は山本先生と同じようなところも、最初に思ったところもあるんですけども、これも実は分けて考えたほうがいいんだろうなというふうには、ちょっと実は思っているところで、法の運用とも、またちょっと違う話なのかなというふうに思っているところです。

とりあえず以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

それでは、大屋先生、お願いいたします。

○大屋教授 ありがとうございます。慶應義塾大学の大屋でございます。

今、亀井先生と、それから山本先生から問題提起があったところについて、多少お話をしたいと思うんですが、まず、亀井先生の整理は非常に的確であって、この二つの倫理をどう整合させていくかということは非常に大きな挑戦であると。法というのは、基本的には国家とか社会の統治のために行われるものではあるんですが、山本先生がおっしゃったように、英米法と大陸法という考え方があり、これはしばしば法の支配と法律による行政ということになり、法治国原理の対立としても捉えられると。その大きな特徴というのは、法治国原理というのは事前に一定のルールを明示しておいて、それに抵触した者を取り締まると。逆に言うと、その自由保障機能をもものすごく重視していて、言ってないことは、もう取り締まらないんだよと。典型的には、だから刑法に並んでいる行為だけが犯罪なのであって、それ以外のことをやっても、我々は捕まえないということに事前的にコミットしているわけですね。

何が起きるかという、典型的にはライブドアの株式分割みたいな、既存のルールからいうと、ブラックとは言い切れないんだけど、明らかに不適切だと思うんだみたいなこと

をやる奴が出てきてしまって、慌てて追っかけてルール改正するわけですけども、最初の1人は見逃すことになる。これをファーストペンギンと言っていいかどうかは問題ですけども、その規制の裏側をかこうとする人間というのを、どうしても最初は見逃す。ただ、それは逆に言うと、その1人がいることによって規制が進化するので、ある意味では、その褒賞として、報酬として最初のペンギンは見逃してよいのだというふうに、正当化しているのか、諦めるかしているわけですね。これに対し、法の支配というのは英米法の原理ですが、これは事後的な正当性の確保を非常に重視していて、逆に言うと、事前の自由保障機能が極めて不十分なんです。これは、第二次大戦後には、ドイツが法治国原理でやらかしたものですから、英米的な法の支配のほうがすばらしいというふうにみんな言うようになったんですけど、実は、英米の刑法というのは非常に恐ろしいことをいろいろやっていると。

あるいは、すみません、細かい話をするとよくないかもしれないんだけど、我々の分野で言うと、エルマー事件という有名な説例がありまして、説例というか、有名な判例がありまして、これはニューヨーク州法の事件なんですけれども、分かりやすく言うと、おじいさんを遺産相続目的で殺したという事案だったんですね。要するに、自分に遺産が残される遺言はあったんだけど、おじいさんが書き換えようとしていることを知ってしまったので、先手を打って殺した。殺人罪は別に刑法で問われているわけですけども、その自分が利益を受けるために、被相続人を殺すという手段が許されるかどうかということが問われたんです。

これ、日本で言うと、民法で、そういうことをやった人間は相続から排除しますよと明文で書いてあるのでアウトなんですけど、当時の英米法にはそういう規定はなかった。判例上も、判決も、なかったと明確に認定しているわけです。認定しているんだけど、でも、駄目だといって相続から排除しちゃったんですね。それは、具体的な判例、判決とか制定法ではなくて、法原理としてそういうのはよくないと言っているんだけど、法原理なんかはどこにも書いてないわけですよ。これは、はっきり言うと、我々から言っても事後法で、完全に。その日本でいったらホリエモンみたいな人は、英米だと確実に捕まっちゃうわけですね。だけど、そのほうが社会全体の正義は実現するでしょうと言われたら、そうかもしれない。ただ、自由保障機能は極めて弱いというところに英米的な理念があるんです。

この二つが、結局、どちらも単体でやると副作用が大きいものですから、もともとは違う論理をたどってきたけれども、ある種の折衷に至っているというのが現状であると思わ

れ、それが亀井先生がおっしゃった、この二つの倫理の使い分けをどう模索していくかという議論につながってくるんだと思います。

ただ、ここで原子力発電について極めて難しいなと思うのは、市場の倫理の典型って、やっぱり起業なんですよ。新しい産業を考えて、ビジネスを始めますと。こういうのは、そのチャレンジをして、社会に問うという、こういう需要はあるはずですよというふうに問うという作業なわけですが、昔、私の先輩の谷口功一も訳者に加わって出た、スコット・A・シェーンという人の『〈起業〉という幻想』という本があって、「アメリカンドリームの実現」という副題がついているんですが、これは、たしか記憶によると、アメリカでもそういうビジネスマインドがあって、アニマルスピリットですよ、こういう産業があるはずなんだとあって、ばくちを打つような人がすごく多くて、それがアメリカ経済の活力なんだと言われているけど、現実には、起業した人の8割ぐらいが3年以内に廃業している。ほとんどの新産業は滅びているという指摘がある。それは、当然ながら滅びることによって社会的にはかなりの損失を出しているんですね。だけど、新しいことをすることに意味があるというふうに、アメリカ経済は結構信じてきたわけですけども、この論理って、結局、ビジネスがこけても有限責任制度で、いろんな保険もあるし、ベンチャーキャピタルがあれば、ほかの産業で大きく儲けるからいいやみたいな、いろんな損害分散の制度があって、そこで発生する経済的なロスにとどまるよねという前提があるからできることなんですよ。あるいは、今の8割こけますみたいな、事故率が判明しているからやれるということ。

ちょっとごめんなさい、私がしゃべるとよくないんだけど、自動運転に関わる責任をどう法定するかという議論は、結構、法律の世界でもめているわけですが、実は、たしかボルボってあったと思いますが、うちは厳格責任で構わないと言い出したことがあります。つまり、事故が起きたら全部責任を問われるという制度でも、うちは受けて立つというふうに言った。それはなぜかというのは、ドイツの研究者が指摘したんですけども、会話で指摘されたところがあるんですけども、事故率は分かっているんです。自動車というのは、これまで何十年の経験があって、一定の距離を走らせたときに、どのぐらいの規模で、どのぐらいの事件が起きるかというのは分かっている。だから、それをカバーできるだけの価格プレミアムを乗っければいいだけなので、法制度がどうだろうが、自分たちのビジネスモデルに吸収できるということです。それは、破局的な事故が起きるときには起きるといふ原発であるとか、あるいは家庭内ロボットのように、これからのリスクが全く

判明していない新技術には使えない論理だという話なんですよね。

すみません、だから、これは結局、長くしゃべって解決はないんですが、つまりこのように、リスクの状況に非常に大きな違いがあるということを前提にして、ビジネス的なモデルとガバナンス的なモデルをどう組み合わせるかというのが、要するに、ここで問われている問題なんですよねということを再確認して、それだけで終わるわけです。

すみません、長々と申し訳ありませんでした。

○市村原子力規制部長 大屋先生、ありがとうございました。

重ねて問題提起をいただいたというか、解説をいただきましてありがとうございます。

まず、一通り先生方からお話を聞ければと思いますけれども、板垣先生、お願いします。

○板垣准教授 板垣です。亀井先生と大屋先生から面白い問題提起がありましたので、その点について、私の所感を述べさせていただきます。大陸系の法治国原理と、英米系の法の支配というものを対比させる点、面白いご発想だと思いました。大屋先生は誰よりもお分かりでしょうけれども、戦前わが国で主流であった大陸系の形式的法治国原理は、戦後になり、英米系の法の支配の原理によって押しやられたと言われていています。戦後の法学は、戦前における法治国原理の硬直的な運用に対する反省から成り立っているので、私の理解では、現在においては、（実質的）法治国原理と法の支配の原理にはほとんど違いはないと言われております。ただし、発想として、この二つを対比させて、その差異が、現在の原子力規制において、潜在的なところで生きているのではないかという問題意識は非常に面白く感じました。

先ほどのご提言について、私の思ったところを申し上げますと、法治国原理というのは、事前に立法でみんなで話し合って定めた「制定法のルール」があって、この制定法のルールの中で、事前に規制を及ぼし、その事前の規制に従っている限りは自由に行動して良いという、自由主義の原理であるということです。私は、名前からしてそうだろうと指摘されるのですが、自由主義者です。自由主義というのは、最初にルール違反を行った人、言い換えれば、上手にルールを潜脱した人のルール違反を許すというデメリットがございます。でも、逆に法的安定性あるいは予測可能性を強く保障する原理です。

それに対して、本日の議論で出てくる法の支配の論理というのは、先ほどの「おじいさん殺し」の話のように、「何が正しいか」というところから出発します。英米系において、法とはrightを守ることを意味します。rightというのは権利でもあるけれども、「正しさ」でもあるし、「右側」という意味もあるのですが、面白いことにフランス法のDroit

でも、ドイツ語のRechtでも、全部同じような意味が含まれています。こうした西洋の発想の背後には、多分、神様が存在するのですよね。神様が裁判の背景に鎮座しており、裁判官は神様が見ている中で真実の「正しさ」を追求するから、法の抜け穴を突くような所為は許さんという発想があります。そうした発想が、英米系ではとりわけ前面に出てくる傾向があります。だから、法の抜け穴を突くような話というのは、事前に定められた制定法のルールの中ではやっても構わなかったはずのことであっても、裁判において良くないという判断が下されることがある。つまり、事前の法規制が行われていなくても、事後的に、裁判所の判例で法創造をすることを許す考え方につながってまいります。おそらく、その背景には神様がいて、神様は正義に反することは駄目だという。こうした考え方は、法的安定性や予測可能性を重んじる自由主義の観点とは見事に対立関係にあるので、どうしたものかということになります。

しかし、日本でも、戦後においては、この法の支配的な考え方を基に裁判制度が組み立てられています。例えば、グレーゾーン金利の規制などは典型的でしょう。街金やサラ金は、グレーゾーン金利によって随分儲けていたわけだけれども、最高裁がグレーゾーン金利を全部駄目と判断したために、全て廃業の憂き目に遭いました。言ってみれば、最高裁判決によって一つの産業が葬り去られたわけなのですが、でも、それが正しい姿なのだとすることで、押し切られた面がある。こういうところから分かるように、現在の日本法に関して言えば、基本は確かに法治国原理的なところで成り立っておりますが、英米的な法の支配の原理も接ぎ木されている。

原子力規制に関して言うと、やはり基本は、法治国原理のシステムに立脚した、許認可の事前規制というシステムによって組み立てられています。つまり、法律に書いてない限りは自由だという発想です。ただ、ちょっと面白いのは、例えば原発の許認可に対する取消訴訟ですと、裁判所は、基準時を動かして、法律制定時ないし原子炉の許認可時には明らかになっていなかった知見についても採り入れることを認めています。バックフィットみたいなものなのですが、バックフィットよりももっと強い。許認可の後、実は、この原発の下には活断層がありましたといった新しい知見が生まれたならば、その新しい知見を取り入れて、許認可を取り消すことができしてしまう。その意味で、かなり本日の文脈でいう「法の支配」的なアプローチも取り入れています。

かなり乱暴な組み合わせかもしれませんが、秩序とか安定性を重視するという意味において、亀井先生がおっしゃっていた統治の倫理というのが法治国原理と近いようなイメー

ジがあります。ただ、法の支配が市場の倫理なのかという、何だかちょっと違うような気がする。それこそ、「混ぜるなキケン！！」の最たるものなのではないかという感じもいたします。私の中では、あまり整理がよくついていないので、御教示をお願いできればと思います。

○市村原子力規制部長 板垣先生、ありがとうございます。

今また、お話をいただきましたけれども、この時点で何か。

亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 今の点、やっぱり僕も同じ認識で、板垣先生のおっしゃったとおり、僕は法律のところについて、そんなに詳しいわけではないですけれども、やっぱりこれは「混ぜるなキケン！！」なんだと思うんです。あくまでも倫理観、組織を織りなす企業風土としての倫理という形で整理をしたほうがよくて、何というか、そのドイツ的とか、その英米的というところだとか、あるいは、その法治国原理というところは、確かに、その話なんだけれども、それはあくまで現象であって、そのベースにある倫理観というところが、多分すごく、ここで議論すべき大事なところで、その倫理観が異なるというところに着目した規制の在り方というのは、すごく大事なんだと思うんですね。

ですから、言うことを聞けというのは、もうそれは統治の倫理で、徹底的にやるべきであって、ただ、ここで要求している、そのunknown unknownsだとか、あるいは欠けだとか、その中間的領域というふうに言っているものは、実はそこではないんだということを、どう自覚し、その具体的なアクションに反映させるかというところを議論できるといいんじゃないかなというふうに思っているところであります。

取り急ぎ。

○市村原子力規制部長 板垣先生、亀井先生、ありがとうございます。

それでは、先生、いかがでございましょうか。

関村先生、お願いいたします。

○関村副学長 関村でございます。

亀井先生、どうもありがとうございました。それから、規制庁からのペーパーも読ませていただきました。2点、私としての違和感になるものを申し上げておきたいなというふうに思います。

まずは、規制庁からの資料で、中身としては非常に、山本先生がお話しになったように、今までの規制庁が行ってきたことの整理、かなりしっかりとまとめていただいたなと思う

んですが、今回の継続的な安全性向上に関する検討チームということの主題が、原子力安全規制の話と、その対象である被規制者としての事業者、この関係のみに落とし込まれていて、結果として、規制庁は、そういう観点から書かれているという資料を今回出してもらったという、ここをどう考えるかというところなんです。

例えば、長官から出していただいた資料のところ、国民に対して、どのように原子力安全に関する信頼を回復するかというところとどうつながるかというところが、全く私には見えなかったというところは一例ではありますが、これをどう考えるかというのが非常に重要な点かなというふうに思います。

それから2点目です。亀井先生からの資料、分析も非常に私としては同意できているんですが、例えば、その前提となっているところの電力会社のインセンティブ構造、これは一言で言えばこういうことかなというふうに思うんですが、これについては立地自治体との関係性を踏まえればというところに関して、例えば地域、立地自治体、あるいは、様々なコミュニティーに対するステークホルダーとしての役割をやや狭く考え過ぎているのかなというふうに思います。事業者と規制との関係を踏まえれば、こういう整理の仕方は当然あり得るだろうと思うんですが、いろんな揺らぎを与えていく主体としてのステークホルダーとしては、立地自治体を含めて、地域の方々というのは、いろんな工夫をされてきた。特に、福島第一原子力発電所事故以降、どのような役割を果たしてきたかというところ、これが重要な点かなというふうに考えているところなんです。これが二つの大きな違和感というふうに私は考えているところがございます。

それから、もう1点追加させてください。これも亀井先生の資料の前提となっている欠落という言葉なんですが、これは既に議論がいろんな立場でされてきたところなんですが、欠落というのがプラントや事業者ごとに異なるということ、どのように把握していいかわからないかという発言は今までもさせていただきました。一方で、そのためのソリューションとして、電力会社、今度は電力会社という言葉になっているんですか、亀井先生の資料は、社外取締役、これは、原子力の事業者の話と電力会社との、どう考えていくかという我々の根本的なところとして、もう一度踏み込んで議論した上で、この議論を取り上げなくちゃいけないなというふうに思います。

まさに電力会社が、ほかの火力、水力等も含めて、あるいは再生可能エネルギーも含めて事業を行おうとしている会社が、原子力をやっている。でも、このCEOに関しては、それらを総括する責任者としてのCEO。もちろんCNOは原子力のところに対して責任を持って

いらっしゃる方かもしれませんが、企業の統治というものが、これほど大きな会社に関しては、どのように考えるべきかという議論は、当然いろんな方々が今までもやってこられていますし、ここにも踏み込んでいかなければいけない。これらは結果として、原子力発電所が様々な地域にあり、自然の条件は変わっている。対策の度合いも変わっている。基本的な設計、立地の条件が違うということを見逃すことにつながらないか、我々の側から積極的にそういうことを言うということがいいことかどうかということが、少し不安になってくるものがあるというふうに考えているところでございます。

まずはそこが追加すべき点でございまして、ソリューションに対してどのように考えていくかという議論には、まだ全くなっておりませんので、チャーチルの議論は、私も思いつくところが非常に大きいわけですが、ぜひ、それが一歩進んだものになっていけばいいかなというふうに思っています。今後の議論に期待したいと思っています。

私からは以上でございます。

○市村原子力規制部長 関村先生、ありがとうございます。

亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 ありがとうございます。今回、まさに関村先生のおっしゃったところは、私も大変重要なところだと思っていて、ただし、この議論をもう一回きちんとするために、あえて議論を先鋭化させたというのが率直なところですね。前提についてもおっしゃるとおりで、インセンティブ構造を、そんな言われた、ある種、歪曲化させるつもりは全くないです。ただ、おっしゃるとおり、その自治体も含めた、立地自治体も含めたアプローチというのも多分あるんだろうなと思っていて、それが最後のページに書かせていただいた、単に今までのようなアプローチではなくて、違ったアプローチの中の一つに入ってくるんじゃないかなと。ステークホルダーの一つとして、社外役員だとかアドバイザーというところをあえて挙げさせていただいたんですけれども、そこに自治体も入ってくるんじゃないかなというのは、一つのイメージとしては思いながら書きました。ただ、それを書いてしまうことで、ちょっと話が、やや拡散してしまうかもしれないなと思ったので、そこはあえて筆を、そこで実は止めたというのが率直なところで、関村先生の御指摘は大変大事なことだと思います。

また、そういう意味では、そのプラント事業者も含めてどういうふうに、あるいは、その電力会社というのは、おっしゃるとおりコングロマリットなんですよ、そういう意味では。エネルギーのコングロマリットになっているので、そういう中で、どうやって原子

力規制というものを抽出して、かつ、その中で、今言った統治の倫理が強いところと、その統治の倫理では困ることを、どうやって彼らに分からせしめるのかというところは、すごく大事なところだと思います。それをどう意識して、具体的なアクションに、アクティビティにしていくのかというところの整理をしてまいりたいというのが率直なところでもあります。多分、そういうことなんじゃないかなというふうには感じたところでもあります。

多分、恐らく、僕は規制庁のところについて説明する意図はないんですけども、それも含めて、一旦私が、あえて議論を整理するために、やや負ったところなので、そこを少し、やや迷惑をかけてしまったかなと思いました。そこはちょっとすみません、私から申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○市村原子力規制部長 関村先生、亀井先生、ありがとうございます。

関村先生から、毎回、恐らくこの会議の最初からですね、この問題の捉え方としてのステークホルダー全体の話については指摘を頂いているところで、認識しているところではあります。

よろしければ勝田先生、いかがでございましょうか。

○勝田教授 声は聞こえているでしょうか。

○市村原子力規制部長 はい、聞こえております。

○勝田教授 ありがとうございます。自治体、ステークホルダーはすごい気になっていて、今日、関村先生の言及があったので、ちょっと、じゃあ僕も言っているのかなと元気づけられたところではあります。

どこからコメントすべきか、というところで悩んでいるのですが、まず、山本先生のように、まずちょっと規制庁側からの資料もあるので、それを踏まえて、今回の大きなテーマの亀井先生の話に移りたいと思っています。

全ての資料、非常に参考になりました。ありがとうございました。

資料1、資料2ですね、頭の整理になりましたし、非常に勉強になりました。

資料3は、確かに整理されて、非常に助かりました。そして、やはり思ったのが、その自治体の関係です。以前、9月の第3回だったと思うのですが、付帯決議、附則などについて、自治体の関わりについて規制庁はどうするかという言及があって、それについてどう考えますか、というのが実は宿題になっていたかと思っています。なので、どこかの段階で付帯手続等、自治体、規制庁との関係というのを、やはりどこかで議論してほしいなど

いうのは思っていました。ちょっと関村先生に勇気づけられて、ちょっとここで言及します。

資料4についてです。これも具体的な事例で、自分でこれを整理するのは非常に難しかったのですが、非常に助かりました、ありがとうございます。正岡さんはこれをコミュニケーションの問題として取り上げているのですが、僕はちょっとプラスアルファして、ちょっと別な見方をしています。確かに、これはコミュニケーションの在り方について、どうあるべきか、そして、その視点から整理されているのですが、もう一個、コミュニケーションと同じぐらい重要な問題が隠されているというふうに思っています。それは科学的な不透明さ、科学的に判断できないときにどうすべきか、その話とコミュニケーションの在り方がちょっとリンクしているような気がしています。

もっと端的に言ってしまえば、事業者が、実は、この点は分かりませんというのを言えない状態になっているのではないかということです。それが悪いというわけではなくて、こういう審査会合の場ですから、それは仕方がないことなのですが、恐らくいろんな解決方法はあると思うのですが、そのうちの一つじゃないかなというふうに考えております。分からないということを言えないからこそ、黙って従うこともありますし、その分からないという理由が、規制庁が相手だから言えないのか、あるいは、もしかしたら事業者、失礼しました、地方自治体、立地自治体を念頭に置いて言えないと言っているのか、何かいろんな問題が隠されているような気がしています。

なので、この正岡さんの問いかけを本当に解決するためには、やはり何らかの、例えば、委託で調査するか、あるいは、ここの外部有識者がインタビューをするか、何らかの形で、どうしてこういう動きをしたのか、というのを聞くしかないような気がしています。もちろん透明性がある状態で、それを聞けるかどうか分からないですし、この部分だけ違った発想をするのかどうか分かりませんが、何か重要なことが隠されているような気がしています。

なぜ調べるかということなのですが、それは以前から、恐らく亀井先生の話であったと思いますし、今日の参考にも出ていると思うのですが、いわゆる規制側のモニタリングですね、自分たちがどのように規制をできているかというチェックにもなりますし、この正岡さんの資料を、もうちょっと踏み込んで調べていいのかなというふうにちょっと思ったところがあります。

続いて、資料5です。これも非常に整理されて助かったのですが、一つちょっとコメン

トがあります。資料5の5ページですか、③、この更田委員と東北電力の話なのですが、これを見ると、これはおよそ6年前の議論ですよ。他分野の事故の例を引いて、欠けがないか、見直すよう問いかけたもの。この文章を見ると、ついこの間の東京電力のIDの不正問題と全く同じことを更田委員は言っていることになります、と僕は思っています。もちろんID不正の話、直接言っていないのですが、そういうことが起こり得るということを更田委員は聞いていて、電力会社のほうからは、こういう答え方をするのだろうなという回答なのですが、実は、そういうことを予見していた話であって、これをどう考えるかというのは非常に重要な問題かなというふうに、これを見て思いました。

最後の問6です。亀井先生の非常に教養深い話ですので、僕の頭で十分に理解できるか分かっていないのですが、非常に興味深かったです。やはり、これも自治体の話が少し出てくるのですが、そういうことを考えると、電力会社というのは、半官半民という特殊な状態があって、これは、自治体はどう、そういうのを考えていけばいいのか。一見、市場の原理で、市場の倫理で動いているというふうに思っていて、実は、亀井先生の話だと実は違うということになっている。なので自治体、彼らも非常に困っているところがあって、これをどういうふうに考えればいいのかというふうに、亀井先生の話聞いて思いました。

もう一個、倫理観が違うという話がありまして、これも板垣先生の話につながるのですが、これも、やっぱり突き詰めると、やはりそういうふうな話になってしまっただけ。でも日本は、やはりいわゆるキリスト教ですね、キリスト教徒は1%もないような日本において、そういう最終的なところには神様がいらっしゃるというところに至らない国ですから、そこでどう考えるべきかといつも悩んでいるのですが、違う倫理、確かにそうかもしれないんですが、そこでやっぱり第三者、ステークホルダーですね、国民とか、あるいは立地自治体、国民のためにというふうに考えると、そのずれたはずの倫理観というものは、恐らく共通の倫理観が、重なる部分が出てくるのじゃないかというふうにちょっと見えてきています。それについて、どう考えるかというのは答えが出たわけではないのですが、先生方の話を聞きながら、自分の中でちょっと考えていたというところです。

すみません、何か、単なる感想で申し訳ないのですが、以上です。

○市村原子力規制部長 勝田先生、ありがとうございます。

また幾つか視点をいただきました。ありがとうございます。

ここまで一通り、先生方に御意見をいただきましたけれども、この時点で、何か御発言

のある方はいらっしゃいますか。山本先生、お願いします。

山本先生、マイクがオンになってないようでございます。

○山本教授 失礼いたしました。名古屋大学の山本です。

大屋先生と亀井先生に確認したいことがありまして、先ほど、大屋先生のお話で、その最初の1人を見逃すことで、規制が、法律がよりよく改善されていくというお話がありました。大体我々の議論では、高頻度低影響事象と低頻度高影響事象があつて、高頻度低影響事象のほうは、そのスキームになじむんだけど、低頻度高影響事象のものは、最初の1人を見逃すことが、もう致命傷になるので、それは駄目ですねと、そういう枠組みというふうに理解してしまつて、そういう意味では、こういう事例が、ちょっとほかの産業界にあまりないんだろうというふうに見ています。

そこのところを、じゃあどうするかという話で、亀井先生のその倫理の話が出てきたと、そういう流れと大枠では理解しているんですけど、その理解でよろしいかどうか、ちょっとコメントいただければと思います。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

では、亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 まさに、その理解でいいと思います。だからこそ企業風土から攻めるしかない。そもそも、その低頻度高影響のものについては、unknown unknownsによって起きるとというのが日本の一つの特徴なわけですよ。なので、そこはそうしないため、かつ、そもそも東京電力福島第一原発事故の反省を踏まえれば、そういう新たな知見を受け入れなかったと、これはまさに統治の倫理によって受け入れなかったというような大きな反省を踏まえれば、それは、その統治の倫理だけでつくられた組織にはいけないということところがスタート点なのではないかなというふうに思います。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

山本先生、よろしゅうございますか。

○山本教授 クリアになりました。大屋先生も、何かコメントがありましたら、ぜひお願いいたします。

○市村原子力規制部長 大屋先生、お願いいたします。

○大屋教授 おっしゃるとおりだと思います。ただ、アメリカとかイギリスって、割と、その低頻度高影響事象になじまないタイプのガバナンスシステムを伝統的に採ってきているんだと思つていて、だから、例えば、彼らの経済を見ると、エンロン事件とか、とんで

もないスキャンダルが時々発生するわけですよね。それはどう、どうやって彼らは乗り切っているかという、はっきり言って体力だけだと思います。体力はものすごい。その体力は高頻度低影響事象で繰り返し、繰り返し、その改善を、全体の経済システムの改善を図って、高い成長率を維持することで賄っていると。だから、彼らのエコシステムの中では一定のその解は成立しているんだけど、それを日本に持ってくることができるか、原子力だけでやれるかと言われると非常につらいということはあると思います。

あと、ごめんなさい、余計なこれ、山本先生じゃなくて、板垣さんがおっしゃったことに一言だけ申し上げると、戦後ね、法の支配が勝ちました。もう一つになりましたというふうに、憲法学者はよく言いますし、アメリカ人とかイギリス人はよく言うんですけど、そこで使われている法の支配という言葉の内実はほとんどないという指摘はある。つまり、例えば、これ、ブライアン・タマナハというアメリカの法哲学者、法社会学者が分析しているんですけど、ブッシュ、小ブッシュね、ブッシュ・ジュニア大統領と、ムガベという、あのジンバブエの独裁者と、習近平さんが、みんな法の支配は大事だと言っていると。何に合意しているんだ、やつらはという話ですよね。

グレーズン金利の話、私は釈迦に説法でよくないんだけど、一方で、板垣さんがおっしゃったのはそのとおりで、はっきり言うと、かなり倫理的な決断を最高裁はしたわけですよね。なんだけど、私から見ると非常に重要なのは、彼らはそれをあくまでも法文の解釈だと糊塗している。ありものの法律の条文解釈として、これは言えるんだというふうに、聞いた人はみんな「うそつけ」というふうに思っているけど、言い切っているところが、やっぱり日本的法文化の非常に重要なところだと思います。ただ、この話と亀井先生のおっしゃった倫理の話をすぐに混ぜるのはよくないよねというのは、全くそのとおりだと思うので、そこは丁寧に腑分けして議論していったほうがいいと私も思いましたということです。

すみません、要点はそこでした。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

関村先生、お願いいたします。

○関村副学長 ありがとうございます。

今の低頻度高影響事象との関係なんですけど、つい2日前ですか、OECD/NEAにおける福島第一原子力発電所事故の10年目のレポートが発刊されました。そこでシンポジウムもあったわけですが、その中で、Nuclear Lawに関する記述がございまして、まさにそれが今の

ファーストヴィクテムの観点での矛盾をどのように考えていったらいいかと、そこに一点に集中した議論がされていました。

もう少し具体的に言うと、今の我々が、規制と法体系の中で、まだ現実に続いているシビアアクシデントの影響を受けられた方々をどのように救っていくべきなのか、この点に関する国際的な議論がエンカレッジされるべきであるにもかかわらず、矛盾が続いているという途中経過にあることが記述されています。矛盾に対するソリューションがあるわけではありませんねということが明示的に提示されているわけです。この時期に、福島第一原子力発電所事故から10年たったこの時期に、その矛盾を確認するだけではなくて、そこから一歩進まなくちゃいけないとの指摘があります。

これに関して明確な議論を進めないといけなくて、今まではこうだったということは、国際的なコミュニティでは、先生方がおっしゃったように十分認識できているわけです。シビアアクシデントを起こしてしまったということに対して、どのように我々が法的な整備、それから規制の在り方に関して議論しなくちゃいけないかというところが、一番重要なところであるというのが、この検討チームでも重要なポイントであるし、これは何回も何回も繰り返し皆様方からも議論されました。

しかし、法の問題ということ、あるいは規制の組織の在り方ということに関して、一旦事故が起こってしまったら、それに対してどう考えたらいいか、最初の犠牲者は置いておいてということが明示的にあるというのは、ちょっと私としては納得ができるものではなくて、今なお続いている福島第一原子力発電所に対しても、どのように考えたらいいかということに対しての継続的な、よりよい仕組みをつくっていかなくちゃいけないと思います。

まず、私からのコメントは以上でございます。

○市村原子力規制部長 関村先生、ありがとうございました。

ほか、亀井先生、どうぞ。

○亀井主席研究員 いや、もうその点は、まさに私も同じ立場で、何かあまり、何かその意識、やっぱり何か具体的なアクションにどうつなげるか、ソリューションにつなげるかというところで、最後のページのところに、もう稚拙かもしれないけれども、こういうアイデアはあるけれどもというふうに、むしろ、この紙としては、より踏み込んで出させていただいたというのが率直なところで、そこについて、多分、特に規制委員会、規制庁の皆さんから御意見いただくとありがたいなと思っているところです。

3ページ目のところは、正直、ただ、論理的にはそうなるはずだという話で、そこに関村先生の御示唆も含めれば、多分、いろんなステークホルダーとの対話というところを、もう一段踏み込んで、規制委員会、規制庁がしなきゃいけないというところになるんだろうと。かつ、それは従来のやり方と違う形で臨まないといけないということになるんじゃないだろうかというのが、大きな今日の仮説であるというふうに共有させていただければ大変ありがたいなと思っております。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。検討チームの設置の目的そのものみたいなところに戻って議論になっていますけれども。

それでは、よろしければ、規制委員会、規制庁側にも、ちょっと広げて議論を進めていければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

では、更田委員長、お願いいたします。

○更田委員長 まず、亀井先生、大変ありがとうございます。

すごくビビッドな学びが2点ありまして、一つは、今までメカニズムであるとか、規制側と事業者側との間の関係性のメカニズムであるとか、そのビヘイビアがどういう姿勢の表れなのかというようなところの議論や、制度的側面のほうから見ていたんですけど、ここでエシックスが出てくると、整理としては極めて分かりやすい。むしろ分かりやすいというのは、上流側の議論なので、そういった意味では整理を自分の中でする上で、倫理という捉え方というのは、まず、もう一回、その取っかかりの部分へ戻って考える上ではとてもいい、整理法と言うと失礼かもしれないんですけど、いただいたような気がしています。

もう一つは、やっぱり「混ぜるなキケン！！」というのは、ここ、上位という、上流という言い方をしましたけれども、ここまで戻ると、やっぱり「混ぜるなキケン！！」なんだと思うんですけども。ここからどんどん遡及して行って、実体的対処をどうしようかという議論になるんだろうと思っています。

それから、ちょっと議論の流れとは少し離れるんですけども、じゃあ、具体的にという議論をしているときに、私たちにとってはあまりに当たり前のことなので、これまで少し言及しなかったのかなと思うのは、強制と自主とがありますと。その間に中間的なアプローチがあるんじゃないかと言ってきたけれども、強制がしっかりしているということが大前提であって、その上で、じゃあ、強制には至らないようなところをどうしようかと、それが強制には至らないところは全部自主でいいのかと。ですから、違うコンテキストで、

この議論を捉えている人がいると、心配なんですけれども。

従来まで強制でやってきたようなことを自主に移していこうとか、委ねていこうというのとは全く逆の議論をしているはずで、そうではなくて、従来は自主で放任だったんだけど、その自主の部分のモニタリングに規制当局が乗り出すべきなんじゃないかと、それがFSARであったりしたんですけど、FSARも届け出なものだから、何となくアプローチとして、だんだん分かりかけてきたのは、FSAR全体ではないけど、その部分は、やっぱり強制したほうがいいんじゃないかと、私は、実は思い始めています。

というのは、FSARってモニタリングの仕組みですので、何か具体的にやれというのではなくて、私たちが見張ろうというものなので。どうも、本当に強制の部分に自主に委ねようという期待がある、事業者側にあるとしたら、それは大間違いで、逆で、今まで自主だったものを規制が関与していこうと。確認検査はやっぱりやりましょうというような方向の議論なのではないかと。私は、この議論をやっているうちに、自分たちのやろうとしていることがだんだん分かってきたような気がしています。

それから、関村先生が大変重要なことをおっしゃったんですが、具体的に東京電力福島第一原子力発電所のことを考えると、恐らく、この枠組みというか、このメンバーでは不十分なところが随分あるだろうなと思っているのは、事故を防げなかった、事故が発生してしまったということのほかに、現存被ばく状況の扱いに、これは私が失敗したと言ってしまおうと大ごとなのかもしれないけれど、事故の後の被ばく状況の扱いというのは、この10年たって、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を考える上で非常に大きなもので、むしろ事故直後の緊急時の影響よりも、人や環境を傷つけて、人を苛んでいるのは現存被ばく状況ですから、その検証というのは。ただ、それにはちょっと、当初の設計と違うのと、申し上げてきたのは、これを言い訳にするつもりではありませんけれども、メンバーがちょっと違うかなという感じはしております。

以上です。

○市村原子力規制部長 委員長、ありがとうございます。

ほかに。長官、お願いします。

○荻野長官 規制庁の荻野でございます。

今日は、非常に貴重な御意見をいろいろありがとうございます。

それから、私の名前で提出しました資料3につきまして、幾つか言及がございました。関村先生からも、国民に対する説明性の部分が全然見えないではないかというお話があり

ました。まさにそれはそうだということなんだろうと思います。制定の経緯をたどりましても、やはり規制と利用の分離、あるいは、規制のとりこ問題に対する意識が非常に強くて、いかに専門性を確保するか、そして、政治との、あるいはいろんな産業との独立性をいかに保つかというところに非常にストレスが置かれた議論がなされて、こういう組織になったということであると思います。

これは他の現存する三条委員会、国家公安委員会だったり何なりと比べても、あるいは、個人情報保護委員会のような新しいものと比べても、そこは顕著であって、それは委員の任命要件について、炉安審、燃安審、放射線審議会なども含まれ、いずれも、とにかく専門家を集めるというところに非常に力点を置いた制度設計になっていて、その点は、亀井先生のおっしゃるレジティマシー、ライトネスであれば、非常に、科学技術的なライトネスに重点を置いた組織であることは、これは経緯からいって間違いないところでありまして、それを確認をしていただいたというのが、この資料の一つの趣旨でございます。

それから、これは亀井先生の御議論を聞いての感想なんでございますけれども、「混ぜるな」ということもあるんですけど、逆に、その統治の倫理だけでいった場合にどうなるかと。統治の倫理は、このジョイコブスの議論の中でも、狩猟から始まって軍隊になっている。だから、獲物を捕るためだから、獣を騙すことは、当然、合目的だと、目的のためには騙せみたいなことなんです。勝つために合理的なことをやれと、そのために統制する組織なんでしょうけれども、旧日本軍なんか、勝つために合理的だったかという、全然そうではなくて。だからこれは、統治の倫理が徹底したというよりも、軍隊的な勝つ目的の組織を構成することが、統治の倫理だとすると、統治の倫理が結局、立ち腐れてしまったものかもしれない。ですから、これは、市場の倫理と混じって贈収賄が起きたみたいな話とは別の、危険性の表れなのではないかと。放っておくとそうになってしまうということではないか。

二つの対比という、英米法、大陸法みたいな比喻もあるんですけど、私は、その昔の公法と私法の分離に似ているみたいな感じがしてます。公務員というのは、戦前は官吏で、特権であり、身分であったんですが、これは、ドイツの影響でそうだったわけですけども、戦後は、そうではなくて、一つの職業、全体の奉仕者ではあるが、一つの職業になったはずなんですけれども、意識としては、昭和の末期ぐらいまでは無定限、無定量の責任を負い、残業などという言葉すらないみたいな、そういう仕事の仕方をしていて、それはそれで、また、何かよくないことが起きている。全体としては、やっぱりジョブであるべ

きではないかみたいな意味で、市場の倫理的な発想がないと立ち腐れてしまうというような面もあるだろうと思うんです。

その面から見ると、例えば電力会社の、あるいは原子力事業者の企業体質を見るとときに、確かにそれは混じって危険であるというのか、本来、その企業として持つべき倫理が、ちゃんと貫徹されていないということなのか、ある意味で統治の倫理の一番悪い部分だけを導入されているということなのかかもしれないと。ですから、電力会社のある、原子力事業者のある悪い面を見ると、何か悪しき霞が関を見るかのごときだみたいな、そういうことなのかもしれないなど、そういう感想は持ちました。

○市村原子力規制部長 長官、ありがとうございます。

では、伴委員、お願いいたします。

○伴委員 まず亀井先生、今日は非常に興味深いお話をありがとうございました。

この資料6の中で、先生が指摘しておられる「市場の倫理」と「統治の倫理」というのがあると。それを電力事業者、電力会社の企業風土と結びつけておられて、どうしても電力事業者は、統治の倫理が強いのではないかという。そこから派生してくるイマジネーションなんですけれども、私は安全文化の議論のことをちょっと思ったんですね。これは事業者のCEOと、そういったコミュニケーションを取る機会、常に安全文化というのは話題になるんですけれども、何となく、やはり形骸化したものを感じるんですね。安全文化の議論というのは誰も否定できないんです。世の中で言われている「こうあるべきだ」というのは、そうだねとみんな言うんです。でも、何となく腑に落ちないものが常に残っている。これは、もしかすると、やっぱりこういうところに原因があるのかなというのを思います。

ものすごく乱暴な言い方をすると、例えば、欧米のこういった技術者というのは、自分が何者であるかというのを語るときに、私の専門はこうである、私はこういうキャリアを歩んできたということを言って、今はここで働いていますと言う。だけれども、日本の場合は、往々にして、私はどこどこ会社の社員です、あるいは、何々省の職員ですとこういう言い方をしてしまう。だから、この違いというのは、もしかするとものすごく大きいかもしれないと。

安全文化の議論というのは、やはり欧米中心に組み立てられてきたものがあるので、彼らのそういう背景の中では、ある程度しっくりくるのかもしれないんだけど、この統治の倫理といいますか、それが行動原理として非常に強いような日本型の組織においては、

やはり、どうもかみ合わないところがあるのではないかと。それを形の上で、何か安全文化は大事ですよと、何をしていますかといっても、何かそれはあまりプロダクティブではないのではないかとちょっとそんなことを思いました。

それから、先ほど更田委員長が最後に指摘された、福島第一事故の後の、まさに事故直後ではなくて、現在に至るまでの様々な被ばくの問題ですけれども、これは非常に重要であると私も思います。ここにはたくさんのステークホルダーが関わっているんですよ。国も関わり、自治体も関わり、さらに、もちろん事業者も関わり、住民一人一人が関わり、いろんなレベルのステークホルダーがいて、それぞれがどういう役割を果たしていて、どういう役割を果たしてきたか、それが本当に適切であったのかというようなレビューというのはきちんと行われていないと思います。もう10年になるんですけれども、まだ10年しかたっていないという言い方もできて、そういう中のやはり検証というのはどこかでなされるべきだとは思いますが。

○市村原子力規制部長 伴委員、ありがとうございます。

では、更田委員長、お願いします。

○更田委員長 今、伴委員の話聞いていて、前半の部分で日米のあれですけど、米国の電力事業者の、原子力事業部門の責任者がずらっと並んでいるところで彼らの話を聞いたことがあるんですが、そもそもUSNRCという、アメリカの規制当局にどういうビヘイビアを期待するかと。まず、とにかく彼らは強い規制当局なんだということを徹底してもらわないと困るんだと。これだけ規制当局が強いんだということの受益者は自分たちなので、ちょっとずるいんですけどね。

例えば、地元であるとか、様々なところに対して説明するときには、NRCという、こんな強力な規制当局があるんだと。本当に強力かどうかはちょっとまだ議論のあるところなんですけれども、少なくともそういう姿勢を示してほしいというのを電力事業者が口をそろえて言う。

それから、具体的に新たな対策みたいなときには、本当は強制してほしいんだと。幾つか理由があって、一つは株主への説明がしやすくなる。それから、もう一つは、どのくらいやればいいのか自分で考えるよりも、NRCに決めてもらったほうが、それだけやれば済むので強制してもらったほうがいいと、これははっきりと米国の事業者が言いました。

ですから、いわゆる強制部分の明確化というのは、実は事業者の本音としてあるんだなと。かつて日本でも、性能規定化みたいなものを一番嫌がるのは事業者だという側面があ

って、仕様規定にしてくださいと。もう、こうやればいいと全部決めてくださいと、そのとおりにしますからというのは、もうずっと今でもありますけどね。でも、かつては非常に強くあった。これは私は申請者であったこともあるから、極めてよく分かるマインドなんだけど、議論なんかしないでいいから、うちの意見なんか聞いてくれなくていいから、さっさとスペックを示してください、そのとおりにやりますからというのはあった。そこを変えようとするんだけど、でも、インセンティブがそっちに働いている構造だとすると、なかなかそれは変わっていかない。

それから、原子力規制委員会が発足して9年近く、8年半たって、得たものとしては、電力に対して得たものとしては、国内電力各社の違いがだんだん、やっぱり分かってきた。例えば、他の電力会社とは際立って違うビヘイビアをする電力会社なんていうのが特定できるようになってきた。これは多分いいことなんだろうと思っています。ただ、なかなかそれを資料化して議論ができるような風土にはなっていませんけれども。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

板垣先生、手が挙がっていました。すみません、お願いします。

○板垣准教授 更田委員長から組織風土とか企業文化の話がありましたので、亀井先生に先に聞きそびれたことをお伺いします。チャーチルの話が出てくるところで、陸軍・海軍のセクショナリズムのことについて、それはイギリスでも同様であるとおっしゃっていました。最初に組織を立ち上げるときは、大局観を持った人がいる。日本でも、明治維新の元勳である伊藤博文とか山形有朋がいるころはちゃんとしていたのだけれども、2代目、3代目になるにしたがって、だんだん、どういう人が偉くなっていくというところが、よく聞こえなかったもので、その説明をしていただきたいと思います。大企業というのは次第に官僚化してくるという件について、私は、少し前の東芝の不正を思い出しました。なぜこんなのが偉くなるのだろうかとか疑問を持つような企業トップがいたり、あれほどの大企業である日産においてもゴーンみたいな金の亡者がずっとやりたい放題やっていたり、ゴーンを追い出したかと思えば、追い出した後の経営陣もどうしようもないのが上に座っていたりして、不思議でなりません。日産は、民主的と表現するのが適切かはともかく、誰でも上に立つことのできる組織風土のはずなのに、あのような有様である。逆に言えば、永遠のライバルのトヨタなどは、豊田家の殿様がずっと仕切っていますが、あちらの方が現状においてはガバナンスがまともなように感じられます。そのあたりを、ぜひ亀井先生にお伺いしたいと思います。

○市村原子力規制部長 亀井先生、よろしくお願いたします。

○亀井主席研究員 御指名なんで、いや、ちょっとお答えできないことがたくさんあるんで、そこはちょっと御容赦いただいた上での話なんですけれども、まず、板垣先生が聞き逃したというところと言うと、私、実は戸部先生とまさにお話をしたときに、同じ疑問を持ったんです。

日本も、おっしゃるとおり、明治という時代は、これは刈部直先生辺りがおっしゃっていますけれども、徹底的な実力主義を取ったわけですよ。だって伊藤博文がもう典型で、もともとは福沢諭吉がいわゆる士農工商制度というのは親の敵だというふうに言ったところから始まって、大屋先生の大学があるわけなんですけれども、私の母校でもありますけれども、まさに、親の敵を取って、かなり武士でも階層の低い人が最終的には日本で最初の総理大臣になったということも含めて、極めて実力主義であると。実際に陸軍・海軍にしても、幼年学校は後からできていますけれども、大学の時の成績の一番高いところ、天皇陛下から軍刀をもらった人がというような形で、これは極めて実力主義が徹底されていてというところだったと思います。それが、だんだんと腐敗していくんですけどもという話で、イギリスは違ったのという話をしたら、イギリスも同じだというのが、戸部先生がいろいろと研究されているので、彼は英国海軍の研究もされているんですけども、そういう中で見えてきたことは同じであったというのが、戸部先生から言われて、ああ、なるほどなと思いました。イギリスでも、偉くなったのは、だんだんと偉くなるのは、海軍がどんどん形ができてくると、潜水艦の操舵が上手な人が偉くなるんだという話であります。つまり、オペレーションが上手な人になると。

これ、さっき荻野さんからも話があったと思うんですけども、その目的が合っている場合の統治の倫理の強さというのはものすごいあるんだと思うんですよ。明確にあの狩りをするんだとか、あるいは明確に勝つのだとか、相手がこういて、勝つのだという軍隊の倫理というのはとっても明確なんですけど、戦いがないときの軍隊というのは、何のためにあったんだっけという話になっていって、その目的が、その合目的であるがゆえに、結局、組織の維持につながっていくわけですよという話は、起きがちなんだろうなというふうに思います。

もしかすると原子力規制委員会も規制庁も、目的は今まだ明確なんですけどね。だから、多分いいんだと思いますし、そこは、先ほど更田さんが何度も繰り返していらっしやっただけで、強制と自主の強制の部分というのは、強い規制当局でなければならないのであるというの

は、私は全く同意見です。ここは絶対にぶれちゃいけない。これは、もう統治の倫理で絶対に構わないです。分かっているものについては絶対にやらなきゃいけないというふうにきちんとやっていくことが大事である。ただ、これをやり過ぎると、先ほど話があったようなことの、これはアメリカでも起きていることかもしれないけれども、強制部分を明確にしてくれて、やることさえ言ってくればいいんだよという相手を育てがちであるというところなんだと思います。ここで、どういうふうに揺らぎを起こすかというのは、ここでの議論なんだというふうに私は理解しています。

その時に出てくるのが、単純に電力会社と、さらに言えばエネルギーのコングロマリットである電力会社と規制当局の関係だけではなくて、様々なステークホルダーを介した、その関係の再構築であり、あるいは、規制当局としての、統治の倫理ではない面をきちんと出すということが、いかに求められるかというのが今日の論点なんじゃないかなというふうに思いました。

それから、板垣先生からの御質問のついでで申し訳ないんですが、先ほど伴さんからもお話があったところで言うと、日本型のメンバーシップ型雇用が、ある種の統治の倫理を加速させているというのは、私はそのとおりだと思います。特に、企業の社会的な存在意義や目的が失われた、だから、例えば、とにかく利益を叩き出せばいい、あれ、何のためにこの会社をやっているんだっけということが、もしかしたらやや見逃されて、とにかく会計上の利益を創出した先ほどの某自動車会社の例みたいなものもあるのかもしれませんが、人がどうであったか云々という話は別ですけれども、そういう形で、メンバーシップ型というのは、よりそれを加速させがちであるというところはとっても重要で、今、組織がどちらの倫理に基づいて動いているのかということを見ても大事なんだと思いますね。

目的がはっきりしている時は軍隊でいいんですよ。軍隊でいいんです。だから、軍隊という組織の型を私は否定しているわけではないです。ただ、一方で、この今回の規制の局面で言うと、強制と自主の間の自主のところというのは、まさに、市場の倫理が働かなきゃいけない場所であって、そこをより働かされるような促し方を私たち、私たちというか、規制当局としてしているんでしょうかというのが今日の問いなんだと思いますし、さらに言うと、それを進めるためには、いや、怖いおじさんという顔をしていたわけです。すみません、おじさんって、別に委員会の皆さんがと言っているわけじゃなくて、怖い顔をしていた人が、そうでなくて、いや、君たち、もうちょっと先々のことを考えて、市場の倫

理的なものを育てなきゃいけないよということを、どういうふうに言っていくのか。言うことを聞く「いい子ちゃん」なわけです、この「いい子ちゃん」をどういうふうに、また違う意味での「いい子」にしていくのかというところが実は問われているということを改めて整理をしなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

○市村原子力規制部長 亀井先生、ありがとうございます。

改めて問題設定をいただいた、かつ、やはり解決はなかなか難しいという御提起をいただいたというふうに思いますけれども、亀井先生、どうぞ。

○亀井主席研究員 追加でごめんなさい。あと、先ほど伴さんからお話があった安全文化の件もこれは大事なところで、やっぱり安全文化という言葉自体が目的になっているかもしれないんですね。だから額縁に入った状態で、いや、後ろに飾ってあります、という状態になっていて、これが統治の倫理に組み込まれると、結構たちの悪いものになる可能性があるというところ。そもそも安全文化とは何か、具体的なアクションが手触り感がない中で言うと、朝、とにかく安全文化を守りましょうというふうに言いましょうというだけで終わってしまう場合があるわけですね。安全文化とは何かという具体的なアクションがないところは、合目的的な、目的を失われた統治の倫理の組織になりがちなので、そこは気をつけたほうがいいかもしれませんね。だから、安全文化と言ったときに、何をするかとか、何か具体的なアクティビティがあるかというところがとっても大事なんだと思いますね。

すみません、追加で失礼しました。

○市村原子力規制部長 亀井先生、ありがとうございます。

委員長、お願いします。

○更田委員長 亀井先生に質問なんですけれども、一つ手前のところで、電力に対して、市場の倫理に関する、どう促していくかといったときに、規制当局は規制当局で大変だけど、もっと大変なものが近くにいるという状況、地元ですね。彼らが超えていこう、ハードルというふうに捉えるのはよくないのかもしれないけれども、彼らが通り抜けなきゃならないものが、規制当局よりも地元の了解であるかというものだとする、市場の倫理に基づいての活動を促していくときに、地元である、地元の、あるいは電力会社のステークホルダーをどう捉えるかというのが抜きで話が進まないように思うんですが、いかがでしょうか。

○亀井主席研究員 おっしゃるとおりだと思います。そこが今日の3ページ目に書いたと

ころの、電力会社の社外取締役、アドバイザーとの対話で、関村先生に言われて私ははっとしたんですけれども、まさにここに、地元も含めた対話が、原子力規制委員会として対話をするというところが入ってくるんだと思います。むしろ、そうすることによって、結果として、彼らに対して、アプローチをしていくという、ステークホルダーを使うということを、結局僕は、この3ページ目の2点目で言いたかったんだなというところを、関村先生からの御指摘で改めて気づかされたところですので、まさに、そういうところに入ってくるんじゃないかなと思います。

その時に大事なことは、規制を守っています、守っていませんという統治の倫理の対話ではなくて、電力会社に市場の倫理を実践させるように仕向けるように一緒に連携しましょうというようなことを、規制当局と自治体が連携できるようなパートナーになっていくという考え方がとっても大事なんだろうなというふうに思いますね。

○市村原子力規制部長 委員長、お願いします。

○更田委員長 現実的には、そういう取組といますか、そういうアプローチを取ることのプロズ・アンド・コンズがそれぞれ強烈にありまして、得られるかもしれない利得は、先生の御指摘のとおりではあるんですけれども、例えば、事業者から非常に強く望まれるのは、地元の説得に手をかしてくれて、けんもほろろな言い方をするとそういうことなんです。

私たちは、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省として、規制は規制として独立してあるし、地元のプロセスは地元のプロセスとして独立してあるべきである。私たちは、審査の内容や基準の内容は説明するけど、あの施設は私たちがちゃんと見ましたからこうですよとは絶対に言わないと。かつては、規制当局が推進当局と一緒に地元へ行って、こんなに安全ですとやっていたことの反省が今の組織の設置の根本なので、なるべく私たちは、地元の首長さんたちとの意見交換等はあるんですけれども、ただ、いわゆる地元プロセスに、地元了解プロセスに私たちが関わらないようにしている。ですから、仮に、そういうアプローチを考えるにしても、よく考えて、それから、まず私たち自身の姿勢を明確にして、それをやらないと弊害を生んでしまうので、そこは、ちょっと注意深くありたいというふうに思っています。

○市村原子力規制部長 では、関村先生、その後、亀井先生。では、まず関村先生、お願いします。

○関村副学長 よろしいですか、亀井先生のほうがいいかもしれませんが、すみま

せん、私、関村から話をさせていただきます。

今の更田委員長と亀井先生のお話を聞いていて、まさに我々は、法の論理のところだけではなくて、倫理として議論をしていると考えますし、非常に重要な観点だと思います。更田委員長は、倫理の議論だと腑に落ちたとおっしゃったんですが、それを上位概念という形で捉えていらっしゃる。しかし敢えて申し上げれば、倫理というのはトップだけではないし、いろんな作業について、ここはこうやるべきだと考える全ての方々に適用されるべき考え方ですよ、明文化されていないものも含めて。

したがって、今、更田委員長がおっしゃったのは、規制委員会として、あるいは規制委員はどういうふうにとり上げるという上の議論として、この倫理を捉えようとしていた。そこではない部分というのは、じゃあどう具体的に生かしたらいいかというところについて議論を膨らませていく、拡大をしていく、実際に、例えば、検査官事務所の方々が実際にやられているときに、これは地元ちゃんと説明するというのをきちっと現場の方々はやっていくべきである、そういう倫理観というのをどのように考えていくかという議論に関しても、今日のお話があった統治の倫理の議論と市場の倫理という考え方が広がったもの、をぜひ規制庁の職員全体では議論をしていくべきだろうと思います。それを受け止めていただけるステークホルダーというのは非常に大きく広がっている。ここをどうやって我々が納得をしていくかというプロセスについて、この検討チームは、きちんと議論を深めていければいいかなというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○市村原子力規制部長 では、亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 まさに今、関村先生のおっしゃっていただいたこととも重なるんですけども、いや、まさに難しいんだと思うんです。それも、更田さんがまさにおっしゃったとおりで難しい。難しいんだけど、ここはやっぱり分けて考えないといけないんだと思います。それを徹底しないといけない。

さらに言うと、何かいわゆる、立地、今までの地元交渉プロセスに規制委員会や規制庁が何かサポートするという事ではないです、ではないです。むしろ、そうではなくて、統治の倫理でやるところは、もうしっかり統治の倫理でやり切ったほうがいい。それは「私たちは関わりません」で構わないんだと思います。ただ、そうではないプロセスがあるはずだし、その時に、立地自治体も含めて、様々なアプローチの仕方があり得るし、そのために僕たちは力を尽くさないと、やっぱり、東京電力福島第一原発事故の反省を生か

したことにはならないというところが、私はとっても大事なところなんだと思っていて、この10年はやってこれたんだけど、これから先どうなんだろうかという健全な危機感を基にしたこの議論だとするならば、今おっしゃったところの、やれないものはやれないでいいんだと思うんです。だけれども、新たに付加して載せることができるものというのにはあるはずだというのが議論の出発点かなというふうに思っていて、あえて、ですから、そういう意味では、私の書いた、3枚紙の1枚目、2枚目は考えるための前段なんです。

かつそこに倫理概念を置くというのは、私は結構大事なところだと思っていて、倫理概念を置いた上で、関村さんがおっしゃったように、倫理というのは、全ての人に倫理はあるはずなんです。現場レベルでの倫理もあるはずなんです。そこにどういうふうに遡及していくのかというところに対して、私はあの人に言われたからそのとおりにやっているという倫理ではなくて、自分で何か新しいものを発見しようという倫理観を、それぞれの現場において育てることができるかと、それに対して規制当局が何をアプローチすればいいのかというところが問われているという話なんじゃないかな。

ここがまさに「混ぜるなキケン！！」で、混ぜちゃいけません。今までのものとは絶対に混ぜちゃいけない。混ぜちゃいけないんだけど、足さなきゃいけないというところは、これは考えていただいたらいいのかなと思いましたが、今日、私、これ、紙に書いたところまでは、あまり確信がなかったんですけど、混ぜないで足すんだというところが、今日の議論を踏まえて、私が、かつ相当注意して足さないで混ぜってしまうというところをよく考えてやらなきゃいけないんだというところは、何となく紙に書いて今日の議論、先生方の御意見や、あるいは委員会、規制庁の皆さんの御意見を踏まえて伺いながらということなんじゃないかなというふうに、ちょっと思ったところであります。

○市村原子力規制部長 委員長、お願いします。

○更田委員長 関村先生に誤解を受けたようなので、ちょっとお話をしておきたいのは、私は、亀井先生の今日の御議論によってすごく、自分の中の整理ができて、分かりやすくなったというのも、特に倫理に対して上位概念という言葉を使ったのは、組織の倫理とか、ある構造の倫理ではなくて、1人の人間、1人の意識の中で物事を考えていく時に、倫理が、上流側に一回置くことによって、すごく整理がしやすくなると、そういう意味で、上位概念であるとか上流という言葉を上げました。

○関村副学長 ありがとうございます。勘違いしているということではなくて、整理をしておいたほうがいいということ。それから、トップ、CEOというところだけが、今回、規

制庁からの資料になっていましたので、そこと結びつけて考えると言ったわけではないということを明確化したかったということでもあります。

ありがとうございました。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

伴委員、お願いします。

○伴委員 今のちょっとやり取り、それから、特に亀井先生の御指摘を踏まえて感じたことなんですけれども、結局これ、いろいろな難しい問題を解決したり、あるいは、社会的な意思決定をするときに、全てのステークホルダーを集めて対話をするのが重要であると、ステークホルダー・インボルブメントとか、ステークホルダー・エンゲージメントとか呼ばれることを、どう実現するかという話につながっていくんだと思うんですね。

それは確かに重要なことであるし、もしかしたら唯一のソリューションであるかもしれないんだけど、現実には、これまでの原子力の歴史の中で、先ほど更田委員長が指摘したように、それが必ずしも適正になされなかった、そういったいろんな関係者が集まって意見交換をするような場をしつらえようとする、それぞれのステークホルダーにそれぞれの思惑がある。みんな思惑を果たそうとする、どうしてもそこに集中してしまいがちなわけですね。

でも、一方で、今求められているのは、それぞれのステークホルダーが本当にフラットに、正直に語り合うということだと思うんですね。それができれば、確かにいい方向に向かうだろうと思うのですが、じゃあ、それをどういうふうに、そういう場をつくっていくか、仕立てていくかということが、まさに現在進行形の問題となっていて、その意味で、今日の先生の、例えば、社外取締役、そういった人たちの巻き込むことで、何かダイナミクスを変えることができないかというのは一つの方向性だろうとは思いますが、まさに、そのための具体的なやり方といいますか、しつらえ方が問われているんだと思います。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。勝田先生、お願いします。

○勝田教授 声聞こえるでしょうか。

○市村原子力規制部長 はい、聞こえております。

○勝田教授 ちょっと話を少し前に戻すかもしれないので恐縮なのですが、伴委員と、あと更田委員ですね、最初に発言したことについて、この会議の目的として、強制できない、

してないところ、やっぱり自主的なものでは駄目なのではないかという問いかけがあって、伴委員からも安全文化の話があったのですが、その話を聞いて、僕もちょっと「おやっ」と思ったことがあっての質問なのですが。去年、東京電力に対して、いわゆる七つの基本姿勢というのを問いかけて、非常に新しい試みだし、すごいなというふうに僕は感心していました。

そして、その七つの、いわゆる倫理観ですよね、企業としての、それを保安規定に入れたという話があって、でも、その話はもちろん東京電力だけにとどめられておりました。もちろん僕の理解では、福島事故を起こしましたし、何でもかんでも規定に入れるというのはよくないということもあって、いわゆる水平展開ですね、ほかの企業には求めなかったというふうに聞いています。ただそれはあくまでも規制側の考え方であって、いわゆる普通の地元の人から見れば、あの七つの基本姿勢というのは至極当然のことですから、なぜ東京電力だけに保安規定になっているのか、という考え方もないわけではないと思っています。

その二つについてどう考えればいいのかとしていたところで、今日、更田委員の話があったので、この会議の趣旨ともつながる話なので、ちょっとここで質問をするわけなんです。東京電力以外にも、いわゆる七つの基本姿勢ですね、それを保安規定してもいいのではないかという気がしたんですが、どうなんでしょうか。

○市村原子力規制部長 委員長、お願いします。

○更田委員長 まず、私たちが持っていた期待を率直にお話しすると、というのは、例えば、七つの問いかけに対する東京電力の返ってきた答えを、これは設置許可の、許可の段階の時にやったことを、今度は、保安規定の認可の時に、それを明文化して載せなさいと言う議論を東京電力に対してしていた。

勝田先生のお問いかけですけれども、私たちの期待というのは、これを例えば他電力にというと、他電力、カーボンコピーを載せてきます。お安い御用ですから、もうそのまんまカーボンコピーを載せてきます。だから、そんな必要はないと。そうじゃなくて、期待をしたのは、これが他電力、例えば関西電力の約束です。九州電力の約束です。中部電力の約束ですと自らの言葉で書いてきたら、これはとっても私たち、前へ進めたなという実感があったんです。

結局、東京電力とのやり取りとの間を脇で見ていて、東京電力があれを保安規定に書かされたから、じゃあ、うちもこれ、念のために載せておこうとって同じものが出てくる

んだったら、これ、何も表れではないと、捉えられないので、問いかけられずに、でも、自分たちが考えて、自分たちの保安規定には、新たにこういうことをというのは期待しました。ただ、あの七つの項目に関するやり取りを、他電力が載せてくるということは期待はしていませんでした。これがお答えですね。

○勝田教授 分かりました、ありがとうございます。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。今日は、規制機関の在り方について御議論を頂いておりますけれども。

亀井先生、どうぞ。

○亀井主席研究員 先ほど、伴さんからお話があった、その場のしつらえの話なんです、いろいろと何か対話の場のつくり方とか、いろいろいろいろな現場を見ている中で感じているのは、恐らく多分NG（やってはいけない）が多いんだと思うんですね。これは駄目という話なんだと思います。だから、例えば、「混ぜるなキケン！！」というのはとっても分かりやすいNGで、混ぜちゃいけない。だから、例えば、今日のこの話をするというところは、いわゆる強制を、こうなさいという強制を強いる場ではない場で、やっぱり話をするというのがとっても大事をなんだと思います。

ですから、CEOにせよ、あるいは現場レベルにせよ、どういう場でもいいんですけども、この会議を行う、その場を行うときには、いわゆる命令をすとか、ちゃんとしていますかとか、そういったような従来の規制の概念とは全く別の場をつくるというのがとっても大事で、それは、まず時間としても別だし、場所としても別だし、テーマとしても別だしというのがまず大事なことです。でも、そこにやってくるのは、怖い先生がやってくるわけですよ。今までは、おまえ、やったか、いや、これをやれよと。言ったとおりにやればよいよという、生徒であるというところから、そういう中で、どういうふうにしていくのかという話なんだと思います。

ただ、これ、実際、大学の現場では、先生方はまさにやっぴらっしゃる話のはずで、例えば入試とか試験というのは、これは厳格にやらなきゃいけないわけですよ。だけど一方で、いわゆるその真実の探求をしていく時には、それは教授であろうが、学生であろうが、探求していくときには同じ立場なわけですね。それで、これってどうなんだろうかというときに、それ思いつきなんですになって、いやおまえさ学生の身分でって、これ言ったらもうアウトなわけですよ、教員が。これを言った瞬間に学生から自発的な発言はされなくなります。だけれども、だから、例えば、最初にやるときに、彼らがやってきたこと

は、それ面白いねと面白がることとか、そういうような具体的な、多分、まさに教員と学生の関係に近い感じなんだと思うんですけども、その時に、教員の振る舞い方をどういうふうに変えるかという中では、実は規制の関わり方というのが変わってくるし、そこに、関村先生もおっしゃっているように他者を入れることによって、この関係性が変わる場合もあるので、その他者を入れていくという中で、今日お示ししたのは、社外役員であったり、あるいはアドバイザーであったり、あるいは、関村先生からの御示唆も踏まえて言えば、立地自治体でありという形のものを入れていって、従来の場合とは全く違うんだということはどうやってデザインするのか。かつ、そのときに最初に発する発言は、あるいは、彼らから何か発言があるときの対応はどうするのかというところを、やっぱり相当練って臨まないといけない。それは、教員自身がまさに教育の場でやっていること、あるいは研究の場でやっていることなんですけれども、何か、そういう形で考えていくということが、多分、教員側は結構「うん、うん」と言っているんで、まさに自分でやっているよという話なんだと思うんですけども、結構重要なところなんじゃないかなというふうには思いました。

なので、これまでATENAは、ATENAはまだまだ立ち上がったばかりだからという話もありましたし、あるいは、本来は、これはアカデミアで議論されるべき話なのかもしれませんが、そういったようなところも含めた、その場づくりというところは考えてもいいんじゃないかなというので、そういう意味で、前回、これはすばらしいと申し上げた規制当局の人間が、1人の人間として、自分がやったことがどうであったか検証するみたいなことを披露していく、それを相手側が、いや、これは、でも私たちは違う受け止め方をしましたみたいなことを受け止めるような場みたいなことがあることが、結果的には今までとは違うしつらえの場ができるということに具体的になるんじゃないかなというふうには思ったところであります。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

委員長、お願いします。

○更田委員長 亀井先生の、例えば、非常によく分かるのは、私も研究機関にいましたけど、研究者って、多くのスポーツ選手の能力とほとんど年齢的には同じで、研究機関の場合は、特に入ってきたときが一番優秀で、研究能力が一番高いんです。ですから、入ってきた人に、いかに研究そのものをやってもらおうかということを考える、そういう形ではあるんですけども。

ちょっと話はそれましたが、最初に亀井先生のおっしゃったNGをどうするのかと。NGを明確にするというのは、私たちと誰かの対話という形だと、対話に参加している一方が、いやいや、それはNGですと言わなければならなくなって、やっぱり、うまくできていなかったんだなというところはあると思って、ですから、ファシリテーターなのか、モデレーターなのか分かりませんが、置いて、それはこの場ではNGなんだというのを第三者に明確に言ってもらうという工夫によって、今ちょっと雑談していたのは、亀井先生、大屋先生、板垣先生、勝田先生、どなたでも結構ですけど、そういう行司をやっていただいて、それはこの場での趣旨とは違うんだと言う方を置くことによって、少しやりやすくなるかなと。ただ、亀井先生のおっしゃるように、やっぱりまだ私たちにその準備ができていないかという、少し慎重にならざるを得ないところがありますので、準備の時間が必要ではあろうとは思っています。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

そろそろ時間になりますので、よろしければ、ここまでとさせていただきたいと思えます。今日も活発な御議論をいただきましてありがとうございます。いつもどおり、特に取りまとめたりすることはしませんので、これで終了したいと思いますけれども、次回につきましては、3月30日を予定しております。冒頭に申し上げましたとおり、次回も同じような形式で、具体的な法的仕組みをテーマにして議論したいと思いますけれども、メインスピーカーとして板垣先生、よろしくお願ひしたいと存じます。

よろしければ、これで終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。